



医療・福祉における最近の動向

2015年12月 (No.17)
高井直樹会計事務所

介護保険制度の費用負担の見直しについて

平成27年8月から、介護保険制度の費用負担の見直しが実施されています。
そこであらためてその内容を確認してみたいと思います。

1. 一定以上の所得のある方の、介護サービスの自己負担割合の変更

これまで介護保険サービスの自己負担については、一律にサービス費の1割となっていましたが、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、所得が全国平均の上位20%以上の方については、自己負担の割合を2割へと変更されました。

具体的には、

- ・ 年間の合計所得金額が160万円以上

[収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費を控除した後の金額で
基礎控除や人的控除をする前の所得金額]

- ・ 単身で年金収入のみの場合は、年収280万円以上
- ・ ただし、合計所得金額が、160万円以上であっても

年金収入 + (事業収入 - 必要経費) または

年金収入 + (給与収入 - 給与所得控除) の合計額が

単身で280万円未満

2以上世帯で346万円未満【280万円+国民年金の平均額(5.5万円×12ヶ月)】の場合は1割負担に戻す

という内容になっています。

2. 高額介護サービス費の基準の変更

上記1の改正により、一定以上の所得のある方の負担がいきなり2倍となるというわけではありません。その世帯・個人の所得などに応じて、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担について、月々の負担の上限が設定されており、1ヵ月に支払った利用者負担の上限が、負担の上限を超えた場合は、これを超えた分が払い戻されます。しかしながら今回この所得などの基準につき、特に所得の高い現役並み所得相当の方のいる世帯については、それまでの月額37,200円から44,400円へ負担の上限額が上げられました。

その対象となる方は、同一世帯内に、課税所得〔収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差引いた後の金額〕が、145万円以上の65歳以上の方がいる場合です。

ただし、同一世帯に65歳以上の方が1人の場合でその方の収入が、383万円未満、同一世帯内に65歳以上の方が2人以上でその方々の収入の合計が、520万円未満のである場合は、その旨を市区町村にあらかじめ申請することにより、37,200円となります。

今回の改正を含めた高額介護サービス費の上限額は下記の表のとおりです。

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※（世帯）とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額

※（個人）とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額

3. 食費・部屋代の負担軽減（補足給付）の基準の変更

介護保険3施設（介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、ショートステイなどの利用に際しての食費・部屋代（ホテルコスト）については、市区町村民税が非課税の世帯の方を対象に、市町村の補足給付による負担の軽減が実施されていますが、今回の改正により、低所得者の方でも一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方は、この適用が除外されます。

その除外の対象となるのは、

- ・ 世帯が違っていても配偶者が市区町村民税を課税されている場合
- ・ 市町村民税が非課税であっても、預貯金等の額が、配偶者がいる方は合

計2000万円超、配偶者がいない方は1000万円超の場合

となっています。

また「預貯金等」には、預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債）、金・銀（積立購入を含む）、投資信託、タンス預金などが含まれます。なお、その額や配偶者の所得等については、市町村窓口への申告となりますが、虚偽の申告により不正に負担の軽減を受けた場合は、それまでに受けた負担軽減額に加えて最大2倍の加算金の納付を求められることがあります。

4. 特別養護老人ホームの多床室に入所されている市区町村民税課税世帯の方に対する部屋代負担の変更

特別養護老人ホーム、ショートステイ（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護）に入所・利用の方で、多床室に入所されている市区町村民税課税世帯の方についての部屋代（室料相当額）を負担していただくこととなります。今まで部屋代の金額は光熱水費相当の額であり、室料相当額が含まれていなかったため、これを是正するための変更ということです。なお、あくまで市区町村民税が課税されている世帯の方についての変更ですので、市区町村民税非課税世帯に該当する等、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については影響ありません。

具体的な部屋代の変更額については、基本的に施設との契約事項であり個々に決められていると思いますが、参考までに基準費用額（低所得の方の居住費の基準となる額）は、1日あたり370円から840円となります。

5. 最後に

今回の見直しにより、自己負担の増加を余儀なくされる方もいらっしゃいますが、これを回避するために世帯分離などの対応をされている方も見受けられます。しかし、これは逆に国民健康保険料などへの影響もあって、一概に効果的とは言えず、家族全体での総合的な判断が必要となります。またあきらかに「保険料等の負担軽減のため」という理由では行政側に拒否されることもあり得ます。

住民票の世帯については、基本的にはその世帯の実態を届け出るべきものなのですが、こういった対応策が出てくると「正直者が馬鹿を見る」という状況になり、負担額の不公平感がますます拡大していく可能性も懸念されます。

現行の制度上の「ひずみ」とも言えるかもしれませんが、持続可能な社会保障制度を確立していくためには、誰もが納得できる制度づくりと、今後の超高齢社会に対応するための個々人の意識改革を進めていく必要があると考えます。

(文責：医療福祉コンサルタント部 西脇)